

市羽園風土記卷之一

市羽園風土記



中と一歌仙ハ、吾合の判ふあの文をひき
きつて中へも事多し一徳れともけ文世へ
浦越へし一して人用いされハ汾河へ落
よ一篋よつ矣ちとらんと云く六十餘州のうち
今けふこの地越へり稀なりとそ予亥年
當國の風土記を尋ねむれとも都ハ志ら
す鄙よそそ書の名をうに志り人海れお
まふ古れ半記を考知りへと使なり一國中
をとりて著く古人へ譯求むへと志りれ
とも一幸に一一て祝威をもちられ故舊とを

地も何々踏れさる男なればそ志をとけ
傳へん後へ一白雲の所となきりやり
黄泉の音となりて轡由れ心をとる
は深山の朽木の倒れよもに回へり
紀國の移年見候へ一幸に國史よ着合き
を集めて十巻と一山羽國風土記と題
す古語曰智者も千慮をれを一失ありと
そ考や愚者も千慮をいふと云ともて恐るる
へ一是を増換へあひけよの風土記編集
の人あり一昔流隱霧を披て千歳の所と

作らん。一寶曆十年此をより草案を
と一め同十二年五月廿日日に記しおたり
傳ふ雲氷に漂泊の所なれを定ぬきしと指
所もなく名のとなき名もなき何業謹書

出羽國風土畧記

凡例

- 一 近年字彙を頼て新に説を傳り仏を祓と
し祓を仏とまじるとは多し故に諸社并
傳へ來れる縁起古記亦詞拙く踏言此事
も多し何れともそ文章をそ傳し載せて一字
も轉さざりしは未古來の説を正して新に
説を傳る人のたゞるを折くる也
- 一 諸社の縁起古記は國史より見へたる年号
あり割去るにしてそ傳け書に載傳る名

菟丸一以傳之

飽海郡在作々石屋志何業といへる百姓の事
は古去人の事傳へるものとして拙き記文
あり、其中に西史一見へるる年号二十又
あり、西謂二十五ハ

善記 正和 教到 僧徳 明要

貴樂 法清 兄才花知 師安 金光

知僧 賢祿 鏡帝 勝照 端政

吉貴 願轉 光和 定居 倭重

仁王 聖徳 僧要 命長 常色

仁王

是かり善記より常色傳て年教百之十二
年とま右二十五のうち飽海郡大物志
神社の古記一明要師安僧要仁王の四ツ
あり師安を 用明帝の年号とて欽明の
徳記
羽黒山の旧記は照緒吉貴の二ツあり照緒
を聖徳とて十記の書付とて吉貴を
推古天皇癸巳年とて神社啓蒙播州伊
和社況一師安の一ツあり 欽明天皇甲
申歳とて何物語は万治二年防州
鬼王信榮作 金光貴樂
倭重の二ツあり金光を 敏達神号とし

大物言神社と一、日郡延徳法事村文殊堂を古社云と一、
日郡三宮を執者と稱して古上りの社なり

又旧号を用て當号を推する所なり 他海郡延徳法

推現と云ふ 推現を福舎 又古社を永遠ひる所なり 田川郡温泉

現を福舎意命と云ふ 但形山大推 又一社の要する祭禮を

非傳の人より遮られし所あり 大物

社は二季の祭礼 志社 ありしを淺くす 又國史一見へする事一を國史に

何の事 出る所あり 蕨屋より海山を以て一

故なり 又古國より 社領寄附の社を少くす

所あり 田川郡余目にて推 其外國の旧記より

傳る社書より淺くする所あり 白山大推現の社なり

一 延壽式社名帳に載せしむる九社の年

一 國史に載せしむる社七社あり

鰐田浦神 日本書紀 高泉神 三代實錄 白鷺神 日

須波神 日 天向神 日 城輪神 日 温泉神 日

是なり 其外東鑑和論語支本集亦に載する

社あり 古社社の地為考卷中に記す但須波

神の古社未考

古城古館の事 教へし記をとい (九當主乃

姓若なき所ハ皆没落社記なり

一 三代實錄貞觀八年九月八日条下以出羽

一 国瑜伽寺預定額云々同九年十月十五日
出羽国長安寺預之定額云々此二寺在在所
未考

一 卷中に引出し傳。即ちも當分の事、國史
より多あり、実録、後京朝臣保則、西司より
一、以、苦戦をこれ、飛驒、奏言、此事、亦、數多あり
是、大文、云の、長さ、ハ、其、要、斗を、以て、悉、出、載。
に、照、あ、ら、ん、書、淺、一、一、事、ハ、後、年、又、補、ふ
一、産物の事、古、古、人の、少、量、り、る、物、より、拔、萃

一 して是を記さ、甚、名、あれ、とも、今、を、物、な、とも、
一、

出羽國風土畧記卷之一

目錄

出羽國

出羽郡

同府

府二城

國司並按察使

板鋪山

伊弉波神社

才二卷曰出羽国上管之工村山置賜雄
勝平麻秋田山本飽海河邊田川出羽以
上十一郡之和銅五年割陸奥越後二国爲
出羽延喜式和名鈔並爲十一郡追加增
由利郡爲十二郡云々類聚抄又云年開
板の節用あり工管十二郡と云延喜式は
所謂十一郡小地理を加へて十二郡なり
唐月爲後引曰出羽十二郡ハ田川飽海村山
河邊至賜雄勝平麻秋田仙北里利出羽府
今通して此の急事と出羽府といふを合

それをも十三郡なり事を訝り右の節用
集りも右の十三郡を案じて十三郡と書り
但至年案板の節用あり仙を除去して十二郡
と云國史を考れを仙を古は山北と書て
郡名とは見え之代に案縁元慶四年二月
二日先是出羽国言管諸郡中山北雄勝
平麻山本三郡遠々國府近接賊地云々
山北ハ郡名なり云々か故ハ三郡といふし
古ハ一郡名なり云々此郡と書へ云々之を府
ハ古出羽郡なりて今北田川郡の先名小

や又川南に田川出羽支郡有りたりや
氏彦内之郡といふも授ありに似たり
府より水に當りて多海山有り日本中
の高山といふ事一書は見えたり古
山といふ多海以前の号もや二代実
或ホは多海の名を一唐因の村と
信のよめに講を立て此水講といふ
又し是忠信吉野山合戦の後節
を慕いしと詞あり西ハ橋西橋
佐渡崎東ハ夷の多崎とあり又
羽流記

一出ハ是言上出羽守坂野山名一
此佐とて是後二人思ひて羽志
海ふ事有りそ附案図一々山伏
浪間に浮ぶ崎山あり飛崎波崎
水仙の嶽とそ語りたり是ハ水
と記し節經記は水山とあれは
多海山の事にして北國一橋
おろりなよ此は福を一と見へ
麻山本三郡ハ多海山の後より
北よ尚よりなよ山水といふ

又ハ出羽ハ东山后の国よて三郡ハ山ノ内
越ハ山ノ内と云一ノ山ノ内也近年開板の旨用集
一ノ山北を郡教よ入さる事云代実派よ叶ハ
皇但東疆十卷文治元年正月の条下ノ出
羽國山北郡とあり又千禧山ノ内ナリ當
年彼地の土人ナリ來日文ハ仙山平麻郡と
あり又出羽郡今の田川郡とナリぬノ事
云代実派よ分明なれハ郡教より除き延
表式のことく上管十一郡と云ハ(云々)事ナリ也
日本事跡考曰出羽國出勢鳥鷹羽故名每歲貢之鍛以為箭括
云々

一出羽郡府

蕨氏演義曰府者聚也言聚所在圖簿籍書之處
風俗通曰公卿牧守通德之所聚也唐始以州郡為

按古名に當郡を田川郡の先名もや上古ハ
城後の内ナリ城後の北陸道七ノ國一ノ屬
とリ日本書記曰十代 宗神天皇十年

丙戌朔以大彥命遣北陸武渟川別遣東

海云々是山陸小王化を施一始なる事

同十二年景行天皇二十五年秋七

月庚辰朔壬午遣武内宿禰令察北陸及

東方諸國之地形且百姓消息云々者稱

尚書(下向)の事ハ羽鳥の山ノ内記ナリ

見へり。同又十五年春二月戊子朔壬辰
以彥狹嶋王拜東山道十五道都督。是豐
城命之孫也云々。同又十六年秋八月詔
御諸別王曰。汝父彥王不得向任所而早
薨。故汝專領東國。是以御諸別王兼天皇
令欲成父業。則行治之。早得善政云々。同
三十代。用明天皇二年七月壬辰朔遣
近江臣滿於東山道使觀蝦夷國境。遣完
人臣鴈於東海道使觀東方濱海諸國境。
遣阿倍臣於北陸道使觀越等境云々。凡

古記をみるとに、出羽といふハ鷲鷹の羽を
貢と志すめり。り村里より出づる名と見え
り。出羽を貢と一りり始ハ二十代
元明天皇和銅元年に郡名とはおあり
後日本書紀才曰し。卷曰。和銅元年九月越
後国言新建出羽郡。許之云々。同二年七月
以從又位上上毛朝臣安麻呂為陸奥守。
令諸国運送於出羽。柵為征蝦狹也云々。
出羽柵といふハけ以今ハ御川村あり

りりや、古人け村大梵寺泊田より先は建
づる所といふ館記あり、館之の事、妙川館の
下に記を舊事紀は、和朔五年、割陸奥、越後
二国置此国と、何を見えて世人出羽國号一
時に出しと、中心は傳りて、村里の名より、郡
名となり、郡名あり、函号と、ちね、事、を、い、い、
さ、り、を、其、の、事、記、を、見、考、へ、さ、り、な、り、元
内記は、小寺信正、出羽を裂、ぬれ、時代、怪
なり、ぬ、り、あ、へ、し、い、い、候、日、本、紀、を、見
さり、し、と、見、へ、し、り、和朔五年九月、大政官

便

識奏曰、建国辟疆、武功所貴、設官撫民、文
教所崇、其北道蝦狄、遠憑阻險、實縱狂心、
屢驚邊境、自官軍雷擊、凶賊露消、狄部晏
然、皇民無擾、誠望使乘時機、遂置一國、樹
司宰、永鎮百姓、奏可、於是始置出羽國、云々
け、文、節、を、以、て、出、羽、を、至、あ、ふ、年、代、怪、な、り、
事、を、知、り、へ、し、和朔五年十月丁酉朔
割陸奥、奥國最上、置賜二郡、隸出羽國、云々
出羽の号、後、は、函、号、と、ぬ、り、以、來、出、羽、郡、を
田川郡と改稱、を、し、と、見、へ、し、り、後、德、祖、の、月

あれも國府の建——延暦二十年より二十
四年の号もへ——延暦二十二年の翌年ハ二十
一代 平城天皇の神治世として大同と開
元支より又年を經て又十二代 嵯峨天皇
弘仁二年田村麻呂薨——あふ東夷を討あふ
年より薨あふ年備て十一年なり羽深記
ハし毫も長台堂合戦の條下に菅田村丸利仁
安倍高丸と軍の討官軍殺度亦負て僅よ
畠山を隨へ利仁是よ隠れあふを討高丸
大の弟等に麻谷出羽守武行といふ別の者

教子孫よて進賢ると云く麻谷出羽守といふ
人而見お——是兼ちるを税之但飽海郡吹浦
の社小西の上よ麻谷教といふありそ色
安倍成の堀といへるもあり又據るる——赤
祥三年ハ又十代 仁明天皇の神治に
して當年とハ九十一^百年之 仁正元年記
文正の季流多ありて川小水を據——事七
里を白鬚水といへりといふたゆふよ赤祥
を文正と稱徳を——よや実派よ六里所大
川崩壞と有り小吳あれたるを大回と

いふ一但嘉祥の後もかくも流あり
くもよや去皇一町余とい國自居城の皇か
る一西端とは川北川南の事にして大
川とい今此言上川の事といんこりけ川の
南は廣野あり沼田廣野といふ又上手に廣
野新田といふありに十六七年以前とい廣く
いふ言地よして極といふ本透写なくおひ
なり写と大本も有り一とそ廣野新田一名
極言地といふりけ謂なりけ本の本よは
いぼとい日本といふその生まれ出入容易

りしたよまふ又極の義覆めて日の光も見
まして常に入人なりりといりいぼと
一名山藁八幡及武衛郡と田川山の奥
よて對候一のい一財像よる隠まりいぼ
うをきて士卒に當を催をもあふぬよ山藁
といふと古人云傳り一第にまゝに志をや
よして強一八日本といふち皮をくして
八目鱧のちうへは似たり故よ八日本といふ
極といふ長きに延ひて善ハ在よ似たり
正徳四年年沼田の所人被後屋九品終末

伊豆のといふもの金^主として横山茂之助と
いひ——古民友三人を招くひ彩田屋敷の形
を中上極林の中へかき入番村を建り、以て
林中校舎を暗く、方角を知り、磁石を以て
東西を定め、樵火を催て極を伐り、形を
作り、及よ極をちりされを泥より腐て、粘く度
ならず、水質に根根浮て、飛つりす、木よ長
木を結束ぬて、^{オモシ}重と——枝葉を去て、元外し
屋敷志りり、に、稲十は東川の場、木より木の
根盤、積又人の棚小——て、又、棚斗出り、と、
を

芥菰、萩の菜草も、なく、八九年、り、冒ハ、烏雀
の形も、来り、に、潮壩を、立田、畝を、大——り、へ
水、を、切流——られ、を、古も、場^{カキ}り、人の、性、及も、自
由、よ、めて、開——る、田地、享保二年に、言、ある、有
——に、九百六十七石と、なれり、といふ、廣野、新
田、といふ、か、惣、名、よ——て、上村、中村、十、又、新、と
て、三村、あり、屋敷、の、石、塔、亦、野、邊、堀、出——
是、を、集、て、上村、の内、蔵、の、西、より、中村、まで、の
街道、を、作、り——といふ、嘉祥、年中、大地、震、動
形、勢、を、改、を——事、目、あ、よ、り、ん、ら、如——、性、古

吾を定り附ハ和漢在り先井を堀事なり
井口の名是より起る記煙没之朝在於且
暮とあれを其他埋れたるを古今の習われ
も今その他の名をいひやむるにありす
酒田廣地の表より落合村より流落り川あり
川筋に又糸浦んと大曲り井戸淵産乃淵
といふあり又糸浦んとくも浦んとたいては
然知る人が大曲とく川筋の曲まるを云
井戸淵とく井口の井の煙をたて淵とぬ
くをいふや産乃淵とく産乃の記をい

雨より廣地の西尾島の下より飯沼堀の
南嶺山の邊を酒田といふ姓古ハ人の住る
所と云傳へ十里塚村の地方よりし先年
尾島村の河系より賣渡り今に賣状の按文
なと被地は跡をとりとを廣地新田尾島の
被地へ賣渡りたりもやけ地廣地の内より
一を近代赤川の末堀習うるにあり今を
川の向となれり先年古川の年より昇殿
の百姓長八天斗の井をを堀おし決らたつ
といへる百姓板を用以て今にあり酒田の

月よ後の古本有り古人是を鑑の末といふ
鑑のけはよ集るを云一田一は鑑の末と云
とそ史より十七八丁井上よ葛忌林といふ
あり古卷の叫よ葛忌林よ鑑を待といふ
あり鑑を首と志より一郡の風俗も今
あまるものなり右平記評判三卷曰出羽
必海部^の里とりやに耕民の史あり先祖の
の他徳を地所よ云れ是を所地所理一
始きて是を云一さき時よ男の云彼地を還
一ありさきハ自害さんといふ程よ信の人

集りて短衣なる男の甲指ハ名冠一程ハ
さハ自害ハ自定よてあらん能命ハ惜さ
おならにと何さ笑られを男の云海部を達乃
右指よの程ハ被の地を冠されより自
害を云一さそと云一程ハおね志ハそ云
り日新程後流石よ被男の及程なれを
彼他徳を冠一ぬ男先日の云を遠一と
あよりにをさ井上り淵よ男を授て虚くぬ
一と云く井戸淵の上よ一淵あり一に今ハ
あきよりとそ井上の淵とハ史を云りもや

馬表村の川乃東よ十二の本といふあり山
祚を築一社とそそ其の表押切村の地すの
内よ其若屋敷として百石四方許の畑地あり
支川の中に車漕といふ所あり其若水車と
して農業を志りしとそ屋敷地より上手成
田村の東北方に先年災後の代伐跡あり
極樹あり川欠等徳木の用具とそ其地乃
内よ此方沼大沼葎沼源沼あり沼源七沼
臂沼橋といふあり此方沼は其若の毒水
事ありて沼よて死しるなり此方沼と云とそ

大実孫は沼ありて園日徴者の畑ありん事
を記を今産地の地の利を見るにお合へ
を以て虎筆を施の勞をすす。

望請遷建最上郡大山卿保寶士野據其險
固避彼危殆者大政大臣右大臣中納言兼
左衛門督源朝臣能有参議左大辨兼行勘
解由長官文章博士橘朝臣廣相於左仗頭
召民部大輔惟良宿祢高尚大膳大夫小野
朝臣春風左京亮藤原朝臣高木等問被遷
国府之利害所言参差同異難定更召伊豫

守藤原朝臣保則以高尚等詞問之保則言
国司請非无理致保則高尚等元任彼国史
應知土地之形勢故召問之

元慶二年の条下に小野朝臣春風守將
軍となり同八年此条下に出羽におおて
志あふ事あり又保則先是右中辨兼守
もて出羽國よ下全戦一あふ以大相云月山
二祚の事跡を奏云とこれ一事 陽盛天皇
元慶二年此条下に見へり

大政官因国宰解状討覈事情曰避水遷府
之義雖得其宜去中出外之固因其使何者
最上郡地在国南邊有山而隔自河而通夏
水浮舟終有運漕之利寒風結凍曾无向路
之期

右政官の事藏系抄は尚官統八省及諸國
天下事悉決此官とあり必宰相は必司なり
解状ハ俗よいふ目安の事之貞永式目一然
許人之解状とあり討覈ハ必宰相の心之東京
賦ハ研覈是也といふに同一自河而通ふと
は言上川の互話なりけ川源ハ奥州言津古

流れて南に湯坂月山の東を過ぎて上流を
流れ下りり田へに上流といふとを村あり
よ上流をよ上流よ入ては上流といふ
了とく大川と稱して上流といふ
其事を唐月よ流れては上流を始とし飽海
田川五郡の官を流れて神の浦よ出でて
七し是より上流の記取いやあんのりこといふ
ものを此類ありて誠させあふは上流の事
なり五月の運送の便より冬月海客の記は
往來の飽より事上流の文面は同一

下字

况復秋田雄勝城相公已遠烽候不接又舉
納秋饗國司上下必有分頭入部變衆若赴
沼水而後沂水面還有微兇之煩更倍於尋
常運送之費將加於黎庶晏然无事之時縱
能兼濟警急不虞之日何得周施以此論之
南遷之事難可聽許須擇舊府近側高敞之
地閑月遷造不妨農務用其舊材勿勞新採
官帳之數不得增減勅宣依官職早令行
之云々

秋田雄勝ハ唐月より北方に當り海田より

秋田まで今及三十里余あり。燔候ハと云火
と刑也日本書紀 繼體天皇八年三月

伴跛築城於子吞帶沙而連滿矣異國の事也置

燔候郎閤以備日本とあり。而虞の云礼を

財ハを臣の味方へ急を告ぐの儀之を平記

一云是に海大よ乱て一日も未安狼煙醫天

親波動地云く狼煙ハ燔候と同く東部賊

よ舉燔伐鼓申令三驅とあり。実録よ燔

作不接といふハ出羽府を言上郡へ遷して

ハ及禮孫孝り狼煙を立ても更接と云事

あり海一と云との公なりへへ海国の南川の向

よ飯表塚といふ山あり。其形飯を並ぶ

おとくおれハかくいふるにやといふ人あり

今年そまきに行て能山形を見り。牛の脊

よ似て東あよま一又一説小姓古弘法大伴

け所にあめて形を一め山よして新塚

なりといへ。人もあれ。在羽原記。唐の唐木

よ飯表塚と申。中て新塚とはな一予按を

事には山古燔候を設く。而も一て中火を

塚といふるを女文字よ云のり塚と云事

を後よひをいに精していより燿とふ唱へ
事乃もよや、古平の化一賑一とる世火を
の文字此雅ちうさる友は飯煮とふ改め
りらや、田川郡己火の山を志の山と出改
一事もありらるとそ飯煮の東の方此山崩
まをを見るに砂ふよして危の志を砂乃
更りよら、狼烟の火事を以て危の智とる
よや、往古ハ大和は去日野も燿作を設
てとふ火中と云らるとそ歌一去日野の也
ふいのれりいと詠せ一、是なりとそ擧

納秋答とふ被地より官人答意の料を納
一事もよや、祓式記は於菟狭川上造一柱
騰宮而奉饗焉是国造祖帝を答一事も
をいふ又同記は弟猾オトウケシ 人名大設牛酒オホセウケシ以勞
饗皇師焉とあり按らるに答ハ飲食を人
よ施の詞よて上下たよ通用の節之孝徳紀
秋七月己朔於難波朝饗北夷九十九人東
夷東陸九十一人云々吳國の書よも割鮮キキラン
野饗ニツライ 子キラン愨賞チキヤク功とあり又東都賦は靈祖皇
考来顧来饗とあれを鬼神に飲食を奉る

まや、あ伴よ引出しる実録の文面出羽郡小
國府ありて大川の邑西海よをさす、白明
かろう（は出羽郡と云）ハ今北田川郡よ
して郡名を改め、さす、何の疑りあらん
伝正唐内務後附録東禪寺の城址条下曰
け城の經始詳ならず、伝正年中と云、今乃
新堀村の北五丁新といふ所の川も北にあり
て六七十年前あたるとハ今の伝正唐村の南
城址の古も堀形あり、城並木の根柢も有
しとなり、そ色より今北新堀川系の東を

を東禪寺といふ地名、田畑の古記下す、各小
も今ハ東禪寺畑あり、是を禪なり、文
正の季流ありて川も水を塔より、七
里を河東禪寺の城址破壊し、りを在依
古並急急えといふもの、今の城地ハ、移し、酒
田の城といふとりや、け流を信よ白盤水
と云傳ふと云、按さるに、伝正ハ、あよ、い、
嘉祥の程まや、在あれハ、城地ハ、井口の地よ
して新堀村の西南にありて、伝正のい、
に、勘録ハ、但、伝正の、り、も、城地を、替、る、ま、

も有り一もやいもこ志くも川筋も昔ハ平
田ハ茨那色より今の城をくまて壱ハ流れ
て今の川筋もハあつた新堀村といふ名も
其後堀替くも名もや彩ハ古ハ對古ハの
祠之又大宮村といふも二十五六年前ハあ
まハ川より南も有り一に川筋也り水吐よ
りくさもにより壱ハ堀替れをけ村川を
隔てく水とはなれり純在平川南も一て
下余月七ヶ村の内ちもり夜ハ田川郡の内よ
一して丸岡沙料所なり大宮村の田地大りこ

川より南ハ中目村の下にあり古堀ハ川も
南もあり一を地盤高改して水を流くも
以城壘破壇一もを名流といふ一もく
舊府のを例る敵の地ハ移一旧村を以て
西目の番堀を經營一其地名を呼て赤禪
寺の堀と稱一りもや河田所下ハ五社堂
留有の者を以人撰て跡取とハ赤禪寺も
ハ是を宛ハ河田所の月細者所堀の月月也
より南の方東也ハ一也一て赤禪寺も
月所所所所所所中ハハ新所ハ山王堂小

徳意濃所天正寺小徳普賢寺小徳正江所
能後所是なり能後所の中能東の方へ少
入て上山の王あり東禪寺の山王といふ細者
河堀臨より西の方を一の丁と一七の丁近
連なり是を以て考れハ佐正の江吾屋村の
南より能後川東の東とを東禪寺といふ
地名なりと云限る(是事ハはあはさるふ
や東禪寺の何く皆東禪寺といふ地名
なりらや三代実録ハ出羽郡二城あり酒
田大梵寺二城と見へり能後紀も酒田

の名あり又續左平記二十九巻奥羽關の
條下に言上能後寺史能後將軍能政公へか
幣此爲に借されとも出羽の幣此中に大梵
寺酒田とあり能東禪寺の号ハて正十三年
子安中理合戦の時本庄城能重長ハ討れ
とも東禪寺石馬を略とに史ハ以前の史に
東禪寺の号ハ見る酒田古ハ川も南に
あり一寺ハ七人も能志ハ而之能祥年中
国司の能城を川も水も後一とも酒田
の所能も大方ハ川も水も後一今能能是也田

等は無を木の形よりて城下に鎮し村く
ハ耕作の爲に地勢の勢くさるる所ハ迂り跡
くももありしりや信正曰正徳年中秋田
郡内白市村云々糸と云し百姓百六十
歳の齡よりて移すし詞ふる七十年以前は
酒田ハ荒上川の南飯表山の西よりしり
今も水流ち村なとしり所志る人多りも危
し今の酒田ハ僅し家畜ありしり決り人に
川を越て北より移り住しと云は糸
とそ正徳元年よりる七十年以前ハ文明十

四年之を以て今の酒田皆し川の南にありし
よてハありしり大河を隔て城壘をう
つし黎民の居宅ちりしりて城下に人少く
ハ何を以て可用を測かしりや云は糸
七十年以前は今の酒田ハ荒上川の南に
ありしりといふハ往古より既に引越し
所は城下に鎮し小村の跡りてありしり
を以て移りしりや水流ち村も城下
鎮し村ありしりや水流ち今酒田あり居
を迂ししりの祀之神学於聚曰徳洲玉目の

彼あり而を國府又ハ玉衙ともいふ衙ハ場之
人の所聚之西府ハ内舎あり是を公廨と云
と有り廨の字異於賊ハ出そ文曰此官櫛ノ
如比廨署某如布横塘查下邑屋隆夸と
此堂とは官人の此堂ハ而之韻舎に勒云而
守曰此とあり廨署某布といふ是ハ廨舎ハ
某盤をなすへつりぬといふ事ハや横
塘查下ハ是ハ圓巷の事ハ場ノ西ハ古橋と
いふありて郡中ノ年貢を沱河南河州の間
巷場中にあり沱田の邑屋敷子新をなすへ

つりハ是ハ吳郡の系及を事ハに同ハ沱田
河の左ハ此神の浦の上大川の流ハ櫛を操
て家上を賜材ハ是の場兼を積重上を管ハ
て是後ハ去人是を陸新流といふ川村陸新と
いふもの一説ハ陸新といふ古來 公裁を更て陸新を
とそ夏月海船を以て江戸大坂ハ運送の便
よき事を以て是に比類なき濠之河水海ハ漲
落ハ而を漲子口といふ多勢のありき事漲子
の口より水の落りによそへて此けいふとそ
け川ありき事なく陸新の大船入津ハ無

竊に警言をきく(と)事を田村丸東征の以見
をのひて出羽郡に國府を建め(と)事を
福養一(と)ふ(と)す

一出羽郡司

おとち平記曰古出羽奥州友部一人乃國司
もて出羽ハ大守おとち時ハ大守の代ハ郡司
を至一郡(と)の司ハ何(と)に各の智(と)り(と)半(と)
て(と)一(と)函(と)の大守ありとあり

小郡小所の事を後成恩寺後法説出羽郡司
小郡良実女(と)く(と)按(と)き(と)に良実今の猪川館

よ(と)何(と)の(と)り(と)に(と)や(と)猪(と)川(と)村(と)と(と)東(と)吾(と)屋(と)村(と)の(と)間
に(と)小(と)郡(と)と(と)い(と)へ(と)日(と)所(と)あり(と)古(と)ハ(と)小(と)郡(と)子(と)朝(と)と(と)て(と)大
邑(と)より(と)一(と)と(と)云(と)傳(と)へ(と)り(と)今(と)ハ(と)神(と)驗(と)の(と)家(と)一(と)朝(と)を
て(と)一(と)社(と)を(と)守(と)護(と)ん(と)是(と)を(と)お(と)く(と)儀(と)堂(と)と(と)い(と)ふ(と)法(と)然
那(と)堂(と)の(と)畧(と)後(と)と(と)そ(と)社(と)地(と)の(と)た(と)の(と)林(と)中(と)に(と)古(と)塚(と)有
古(と)人(と)小(と)郡(と)塚(と)と(と)い(と)ふ(と)塚(と)の上(と)ハ(と)極(と)至(と)り(と)る(と)本(と)災
星(と)雲(と)を(と)籠(と)り(と)り(と)や(と)大(と)本(と)より(と)一(と)に(と)壬(と)午(と)朽(と)て
倒(と)れ(と)り(と)と(と)て(と)朽(と)木(と)僅(と)ハ(と)跡(と)ま(と)り(と)そ(と)本(と)の(と)実(と)を
へ(と)め(と)と(と)中(と)の(と)色(と)に(と)天(と)位(と)の本(と)一(と)本(と)あり(と)葉(と)を
覆(と)の(と)こ(と)く(と)本(と)ハ(と)志(と)を(と)し(と)と(と)い(と)へ(と)る(と)本(と)ハ(と)似(と)り(と)但

月上一旬に本を見らるに小三ノ突なりて蒂の
長サ七八分程あり秋ハ熟して色黒しとそ
先年領主より此君有りて枝を折して上
りれたる名志。人なりりしといふおめめに
良実の塚ありて旧里の本を五家にて塚下に
植りりや。古人曰小野地古い山は有りて
大邑より一に中古大地震ありて地智大
子智邑民も岳を雨くに移しりといふ大
河の平は稲とといふ所あり昔小野は古
あり大河向より稲を運しりといふと

いふ又曰昔武公は海山へ 勅使せしめて
りしをあつはるる月ありてあのおまの
深きを分るるあひ長考の許に立寄せあふ
ま何てやりたる娘出て居仕なと志りり
りりちるる葉をあめあふ小野小所といふ
ハ是なりといふ小所ハ出羽郡目の女といふ
あ半書しも程多見へ傳れたる古人のいふ
も概なることありあつた宝曆七年鴨川村某
堂無名進状に姓古の館に旭勢反新
九年備氏け人託州徳光の妻生るるにより

慈光之山より古を五考之西行観を勅使と
と云く良実の後郡目とめて下あふ人よや
秋版の上へ旭の一字を蓋半ふ蓋よたゆひ
傳り多日書簿を集て國の半記を鐸束
よ讀太平記十七と巻持氏雅子西く沈落の
案下に日光山の縁起を引たりそうち
有字此中ねと云一公に勅使の角とな
をのひて陸奥とさゆらひ小野の里朝日の
名若の許へ立よるをの半あり出羽國の
陸奥越後二國より裂くもよもて陸奥と

いひて南はを急く事古書に其例數
多あり東禮ホも奥州あふとあり出羽を
急くる文あ之體を日光の縁起は陸奥の小
野といへり出羽の小野よ一て去人旭齋
後新九条といへ朝日名若の祿号の跡を
尋にや且去人或らるる海山へ勅使と一
て下あふ長若の家へ立よるをの半といふ
も有字此中ねの勅使を急りて立よるを
あふ半を云傳へ傳らやたのふ朝日名
若といふり一人良実の後

良実の出羽郡目補
きられり仁圃乃
神字とそ

出羽郡目は補きしれり人よりして其後新
九弟と云りり人の朝日長者の子孫なりりり
まや鴨川彼東方にあり西より見れば朝日
の由りす之故は朝日を以て名とまはりまや郡
長なるりゆへに長者といひるるゆへに古人
固有のものをこの長者とおゆへに大なる
程なり長者といふ官途の長をいふ將軍家と
源氏の長者といふてその心を志るへに一極
日光山縁記の文曰上畧時ハ孰の沖字あり
ありらん洛陽に一人の老族也と云り

此名をいふ者中此中ね成とそやりの才能
並いなく容俊世は優めいりり帝の御
免世人の仕冊イッキカシツをなりり又そ終りなりり
りり終るいりりりり世の者業よりよりらん
中ね成大雁鴨糧を好めいりて明るハ只ハ
所よのこは心を入へ備ひてそ事となり禁
闕小立更ん事を慥くせさせめいりりり
月あのを震喜花下の法程よもおくりぬれり
りり海とに何尔沖門イウシカの法修もも使りり
遂より勅勅の所とめめいりりり中ね成

よーやいりなさん中の末山の奥も心閑
もて大雁を友とて送旅の月に慰まん
まはと只百れづれを例の蒼麻毛とや
雲上と名付られー大雁所久左丸とや
大首ハ白くて尾ハ飽と黒りりや
を此伴とてな〜 都を相浮いてさき
あふ下界 東山屋下野は二意山の麓は着た
ほい山のまはよめてあいてよこあふ歌よ
けんも志〜ぬる雲強〜立〜して
二意此山も思〜すめ〜

那須の篠原をり〜とりふ白川の関あきて
漸新後よ日教を重あ〜を都を此出何り
去る日とや〜に陸奥の小野とやして
三人の影何の雨よそ出あいらる館の中
指入て見あ〜を雙岡如雲よ歌つて夾路て
寝臺中 天懸をり 珠岡玲瓏と林間に
りりに玉堂陰映と云馬よしてまりハ桂表よ
挺て〜臥陵雲又は京舎秀晨よ布り皓砧去
曜と白う〜て如月よてり丹桂歛絶と去る
〜て電の如よ閃き如霞よ寝よ〜て就桶歌

獲とちりをめぐり飛禽走獸固本姿をな
朱を舒^{クハ}賦^ヒ峙^シ衡^ヘ騰^ト蛇^ニ蟻^ク蜂^クとことりあり
遠^ト攘^ク山^ニ神^ニ海^ニ靈^ニそ状を控^シ載^シて旋^ル丹^ニ喜^ニ干
夏^ニ方^ニ化^シして車^ニ各^ニ状^ニを差^ケへり頃^ニ色^ニ投^シ彩^シ
曲^クよそ情^ヲをゆりり親^ク工^ニ法^ニ天^ニ乘^シ雲^ニ戲^レれ開^ク
闢^ク燧^ノ石^ノの始^ヲを記^シり下^ニまの悠^クくくも云^フ魚
睢^クくくも白^ク雪^ニ沈^ミこ浮^キこ翺^ク翔^トとかたりくして
娛^ク其^ノ所^ニ清^ク涼^ニ濃^クくとして流水^ニ浩^クく淑^ク貌^ニ耀^ク
皎^ク白^ク惠^ク心^ニ清^クて且^ニ蕭^ク閑^ニ之^ノ雨^ノの換^リ造^リりなせる
まをへま立^テ建^テ石^ヲも裁^ハおの互^ニ換^レ忍^ミしをぬ

堀^ノの海^ニ橋^ヲを水^ニなると筆^ニに記^スは公^ノの至^ク少^ク
りらん繪^師も書^筆覃^ハ画^シりうなん庭^乃砂^立
水^精の粒^よまきうめま池^水清^う沈^そ中^占
百^千万^種の喜^蓮花^藍をわて生^出りり常^レ
樂^ノの風^涼しく吹^ハ浪^若空^ニ我^ノの文^をあし
池^ノの匯^ニ極^本あり每^枝も皆^ニ羅^網をぬり縁^ニ
古^樹の色^よほやりにして水^底清^く移^り
玉^鏡玉^ノの蔓^並て金^銀の色^よ見^入るそのを
入^季冬^{とも}け世^ノの人^を差^へん松^ノの風^を響^け
活^て態^とちりぬ妙^く時^へくも相^ノの書^をなれ

心よ何きて捨合ふも福よ志くぬ仏の御出
出されてそころを^に祀なれを中ね成て
立ぬん心地も志のいもあをれ都に生し時
ハ我了そハ人よりも実花^{ヤカ}聲^{ヤカ}めしをとおを
もも先泪く流れて望^{ソク}よ河を候ししてそを
あひくも何れにむの名を問をやと思む
りり時よ自内^{ミツラ}雙結くも女童一人出来ぬ
中ね成るをハ誰といふやらんゆすハ何なる
人そと同多しを是ハ朝日の長者成とやして
薩^{サツ}桑^{サウ}よハを流も成をさる童りぬハさやけ

まとやとと慈へて内よ入ぬるの長者よ祈
と告をくをりれを長老恠^{ハシ}驚て急を中ね成
を内よ禮し入まり^{ハシ}萩い偈^{ハシ}作し糸をり
後^{ハシ}束^{ハシ}さる^{ハシ}ま^{ハシ}驚^{ハシ}ま^{ハシ}やありらん年来仏祚に
祈りて何もして都の言人よも見をんとて
中^{ハシ}再^{ハシ}く一人の姫を中ね成よ締合なりて長
老更婦月日の光を子よばくも^{ハシ}孫^{ハシ}く^{ハシ}最^{ハシ}愛^{ハシ}
ま^{ハシ}り^{ハシ}半^{ハシ}斜^{ハシ}な^{ハシ}らん^{ハシ}彼^{ハシ}老^{ハシ}中^{ハシ}と^{ハシ}出^{ハシ}見^{ハシ}尊^{ハシ}の^{ハシ}兄^{ハシ}の^{ハシ}物^{ハシ}
を^{ハシ}来^{ハシ}ひ^{ハシ}の^{ハシ}ひ^{ハシ}て^{ハシ}海^{ハシ}云^{ハシ}に入^{ハシ}あ^{ハシ}い^{ハシ}に^{ハシ}嫁^{ハシ}なり
園^{ハシ}遠^{ハシ}款^{ハシ}花^{ハシ}らん^{ハシ}も^{ハシ}角^{ハシ}や^{ハシ}と^{ハシ}を^{ハシ}差^{ハシ}ハ^{ハシ}り^{ハシ}形^{ハシ}て

中務省の記に「海を舟をき出件らひしは皆へ
通しぬる記しをん方なり假令なれと何ふ
馬路法氣と申して芳公法一而二人の由中に
育立させしめひつてをさせりらる由後らひよ
斧の柄の朽もも志しきもぬれハ唯今日と
ハ心百たれたふ又年餘よなるハ程もやハあ
りりらんさる事の家によりてまよりしとそ
は而を小那の里とい舞らるぬへしと云々
下署者中務省の立よりしをふ朝日本考の
居館ハ亦地の而といんハを稻川館よよきて

穀を以て服下一屯の地なりそを兼長お件
番能似たり或書に良実ハを江志志賢の郡小
那の里の住人なり仍氏をわくし多り
仁明天皇の時時出羽郡目よなされたりと
云々け茲を以て考れた小那良実郡目とめて
住みし地田へに又は而をも小那とは云
りりもや斧の柄の朽もも志しきもぬれハ
えましによりて小那といふもやといへりハ
醫説なりし後者中務省は而よ來しを
あひて稻川をよめしめひしによりて稻川

とい稱しりりやを代の事ハ鴨川祖將
川館の下に注しおろす平記よも考を眉人朝日氏と
をよる所をる王といふ

一府二城

慶

三代実録二十九卷元應五年三月廿六日
先是出羽国言太政官去年六月十六日下
国府備彼国解備兵士鎮兵惣一千六百五
十人鎮兵六百五十人每人充日糧一升六
合或二城兵士一千人充日糧八合分結六
番直於国府而兼前国史以健兒為戎兵士
鎮兵无置一人仍令諸郡進勇敢者但鎮兵

字一五

者舊有長上之新无煩調練兵士千人給長
上之糧一府二城以備非常請三箇年將蒙
許聽モラ 勅聽二箇年而今年十二月滿限始
自明年復舊望請重被許二箇年ナ 勅聽一
年云々

考に結云雄勝城よ二百人秋田城よ二百
五十人とあり合さるる拾人なり延喜式二
十八條云の条よ出羽五にる五十人とあり
そ教実録と同一二城といは酒田大栲古女城
の事と見へり一城よ兵士二百人宛女城

よ千人為教誌を乞ふ士一子ある五十人なり
分給ふ處と云ふ千人の乞士を乞ふはあてふ處
と云ふ處志と云ふもや。或と云ふ者或の事と云ふや
者或とは夜或をいふなり。鞆り思の色は或
田村あり或人の料を出しけり。名もや。國
府の出羽郡とありてその後田川郡とあり。夏
お件のこと。一健兒は日本書紀より力人と刑
を處刑せしめし。あんでいと刑を抄に健兒
而ハを堅若黨發給而云こといふは誤りや
近年の昔用集より件官の語ありとあり

皇極紀元年六月命健兒スミイトヲシムお撲於翹岐前云
續日本書紀十二之卷天平十年夏五月庚
午停東海東山山陰山陽西海等及諸國健
兒ナ云々同天平宝字六年二月辛酉簡點エラヒ仔
幣を江英浩哉前小に國郡司より及百姓
年曰十已下二十已上練習弓馬者以為健兒
其有死關及老病者昂以與ウケテ者とあり。延喜
式二十八詔必健兒系下に出羽國一百人と
あり同二十又之卷出羽西正稅系下に健兒
糧料又万八千曰百十二束と云々長上と云ハ

出羽守をいふなり一府二城とい一府ハ
出羽の府之二城ハあは注を海限といふ目
左職の限をいふなり一上代王法の並ん
なり附ハ國司職三ヶ年又ハ又ヶ年なりし
とそ

一國司并按察使

三代実徳十六し毫貞親十一年十二月廿三
日乙巳置出羽國掌二員云々付事未考追
る可譯

職系抄を忍りに由よ上々國あり上國あり

中國あり下國あり其由によりて家人位階
曰くは出羽ハ上國之守ハ按察も按察官
あり目ハ按察大目少目あり守ハ二城の内ハ
居ありハ按察按察官ハ秋田の二城雄
勝ハの城ハ居あり一と見へり又陸奥出
羽按察使といふあり三代実徳の内按察使
十人守七人按察一人ハ二人按察五人按
察三人按察大目三人少目一人各姓名下のこ
と一天安二年十一月十一日大綱云云三位
兼右近衛大將氏神ハ陸奥出羽按察使

東

安祚安仁抗疏請解大將貞觀元年四月
廿三日安仁薨同元年十二月廿二位授中納
玄平朝臣了棟加陸奥出羽按察使同二年
正月十六日散位從五位下攝朝臣任陸奥為出
羽守同二年正月十八日散位從五位上小野
朝臣恒柯卒恒柯右系人之祖征夷副將
軍從五位下永貞出羽守正五位下澁雄同
六年正月十六日從五位下武藏守安祚朝
臣比高為出羽檢校同三月四日正二位行
中納玄源朝臣融加陸奥出羽按察使同七

持トカリ

年正月廿七日從五位下仍出羽檢校比高
為守同九年十月十日系正嘉祥三年為系
朝臣良相仍陸奥出羽按察使同十年正月
十六日大藏少輔從五位下多治志人高棟
為出羽守同十一年正月十三日中納玄友在
陸奥大將從三位為系基經加陸奥出羽按察
使同十七年大納玄正三位為系仍右系陸奥
將陸奥出羽按察使為系朝臣常行薨同十
八年正月十日從五位下仍出羽檢校為系朝臣
豐範為大進同二月廿九日大納玄為仍陸奥

出羽按察使源朝臣多為左近衛大將元亨
元年十一月廿一日授從五位上仍出羽守
系與世正又位下因二年正月十一日外從
位下仍大印記志宗朝臣足仍為出羽外因
二月十五日設位從五位下源朝臣仍行出羽守
三年二月廿九日出羽守正又位下與世因
月廿日系下授掾正六位上小弐朝臣春泉
又室吉人有房云云因五月詔授從五位上
守右中辨左保則正又位下即拜出羽掾
守右中辨如故左衛門掾少尉正六位上清原
吉人今望為掾掾左衛門掾少尉如故右近

出羽守
正位

清乃曹從五位下茨田連真額為掾大目同
三年六月系下任掾大目表海連奧雄掾掾
左近朝臣有武掾大目他戶守于興妙目也
是若稱繼雄云云元慶元年二月八日中納
言為仍右近衛大將皇后父方是陸奥出羽
按察使左近朝臣良世奉表仁和元年正月
十六日從五位下仍武掾大目也上右近稱茂
樹為出羽守同元年二月廿日正之位仍中
納言為刑部左近朝臣仍平為陸奥出羽
按察使同六月廿五日參議正五位下陸奥出

羽按察使源朝臣足忠云々以上三代実録
見へり本朝文粹天長元年擇國守事の
条下に陸奥出羽按察使良孝朝臣安世と
あり又弘仁格序に陸奥出羽按察使良孝
朝臣冬嗣又陸奥出羽按察使良孝朝臣定
國とあり又延喜十一年六月十日亭子院
賜飲記に「出羽守良孝朝臣經邦とあり又
醍醐院に十九日御彩衣の末に「出羽大御
陸奥出羽按察使良孝朝臣とあり陸奥詔
記に天喜五年十二月壬辰日「陸奥云糧云

士雖有微察之名無到東之失當國人民悉
戒他國不從玄役先移送出羽國之處守出羽
辨源朝臣兼長敢無亂誠心非兼哉許若何
遂討擊云々於是朝臣止兼長朝臣之任以
源朝臣齊頼爲出羽守令共擊貞任云々同
康平六年二月廿六日壬申兼長爲從又位
下出羽守云々又太平記評判に「去日少將
佐々出羽の西目より一事ありけりハ奥州
の國司源中朝臣源兼長の中より中朝臣
討死し兼長後ハ奥州の國司と爲あふ人之

出羽の国は伊弉諾の孫と見え、又按察使の事蹟左平記二十九奥州關の系下に奥^羽友國より^{武家}源氏家系劍の初斯波尾張守直持を居^結結守府同修理方史為親を按察使として^武武被下知^し陸ふとあり、又羽源記に云曰人皇才九十九代後光嚴院御宇延文元年丙申年出羽陸奥の官未^羽羽禮官按察使將軍源經大史源為親出羽国に神を^しと云く按日將軍の二字ハ^武武智の文云もやそのちハ

皇^上少將^成出羽守之^神神^成方史為親の子孫^とと云く^しとそ^武武山の城^武武家系も^も出羽守と云く一人^羽羽多^人人^羽羽^人人^私私^とと云く^しと^武武智の文云もやそのちハ

一三代実録二十六曰元慶三年六月二十六日乙酉五位下守右中辨兼行出羽守藤原保則飛驒奏言^謹謹奉去三月五日^勅勅符旨^諸諸国軍士解^陣陣放却并留中国甲冑及置^當當国例兵陸奥鎮守將軍小野朝臣春風上野国權大掾從七位南洲朝臣秋卿權史生大

初位下上村主佐義檢非違使從六位下多
治真人雄麻呂下野国前權少掾從七位上
雀部朝臣茂世權醫師大初位下下毛朝臣
御安等各押領国兵來從軍旅今還向訖留
納上野下野兩國甲冑器仗色目數年須追
言上配置當国例兵一千六百五十七人大
毅一人小毅三人主帳三人校尉二十人旅
師四十人火長六十人列士八十人鎮兵六
百五十人云々

け文に續て秋田城司校尉旅師火長結玄
玄士等の事ありそ次は雄勝城司校尉旅
師火長列士亦の事あり列士雄勝郡秋田
郡の下に注さるる由に畧之そ次は虎の
文あり

出羽国司從五位下行權少藤原統行正六
位上行權掾小野春泉大毅一人小毅三人
主帳三人校尉七人旅師十六人火長二十
人列士三百五十七人兵士四百人臣保則
等行事相違兵威未振適降思詔整征討逆
類再生平民復業但臣等以為夷狄之性强

弱難測朝爲輕冠^冠夕其重戮請降之後如有^凡
小變臣等恐偏慮存國還陷罪戾望更賜天
使檢察其事謹以申聞云々

按之に保別元慶二年正月拜出羽権守
右中辨如故と列考にあり史生ハ云々
刑は職系抄曰大臣以下判授之職や居る
職若多轉^ス史但小槻氏輩^ハ補之門流等
補之云々大初位といハ位階は九より一
中より九を初位といハ位より一位より
材之を云々」と刑考事^ハ玉史の常なり

古俗法外云々人を考々の詞云々なり出を
といハ詞ありそを能を材之に出せといハ事
少や檢非遠使ハ非遠を云々云々あり職
系抄曰 淳和天皇^{淳和}天長年中初至
之吳朝云々^{云々}職^ハ昔唐虞代皋陶爲^レ去此
云大^大理云々百^百鍊沙^沙ハ天下非遠を^ハ断
之とあり^ハ檢醫師大初位下職系抄曰醫師
お當從七位下唐名曰醫檢官云々(由)に
大初位下云々^ハ今の醫師の^ハ古ハ
刑^ハ禁秘

抄は詳なるを畧之延喜式三十七卷曲禮
の条に出羽國二種耳草又介羚羊角に十
貝とあり和名集曰耳草和名ありカモシ奥州
は阿りと云く尚ほよもありカモシ（さ事勿論を
是た今ハ和名とに志る人なり）羚羊ハ涼
山よて稀よ見る人もありとよや羽鳥ハ或
又而王子亦よて室物の中に豹の角といふ
ものあり疑ハ羚羊角よや仗ハ玄憲
刀戦の趣多之又同とい名々の名目之玄士
秋田よ三百又十人雄勝よ二百又十人出羽

府に記る人結玄秋田よ記る又十人雄勝よ
二る人玄府よ結玄なり玄士結玄合千六る
又十人介に玄府よ玄而の大毅一人小毅三
人至帳三人以上七人を加てあ敷千六る又
十七人ありあ件よ例玄一子六る又十七人
といふは是之授尉秋田よ七人雄勝よ六人玄
府に七人合二十人旅師秋田よ十六人雄勝
よ八人玄府よ十六人合記十人史長秋田よ
二十人雄勝よ十六人國府に二十人合六十
人列士秋田よ三百三人雄勝よ二百又十人

必府よ二る五十七人合九百十人の御を
烈士八十人とありハる程よ一して十人の上
よ九るの二字を脱すと見へたり毅ハ思ふ
と訓をれを軍中よい多る思のものあや申
庸ハ別毅といひ又論語ハ別毅と乃
あへり揚氏の注ハ剛毅別名屋於物欲云々
魏都賦ハ果毅とつよ一と訓又西征賦ハ
周更命以忘身明戎政之果毅とあり信刑
ハ果毅ハ言能制敵也とあり後説を以て
考ハに力量の人ハ緒まじを大毅といふ

よや程進る得ハ一之性ハ志士亦の性面を
至とるおなむハ一校尉ハ右監の唐名なり
旅伴ハ軍旅刺刺するものをいふよや火長
ハ烽候又ハ敵陣陣を火責よするの備ハを殺
るもの役よや又ハ今の世の火消ちとの程
よや

同元慶五年四月二十五日条下出羽国元
慶二年夷虜所燒盜穀類三十二万五百一
束六把八分六毫糶七百五十斛革短甲三
百三十七領胃五百三十二枚鐵鉢一百五

十七枚革鉢五十枚木鉢三百二十六枚箭
 八千三百八十隻大角六枚小角八枚鼓六
 十面大刀五十五柄弓七十一張鐵鈞五十
 五柄弩二十九具手弩一百具鉄一十三柄
 楯五十二枚槍一百八竿官舎一百六十一
 宇城槽二十八宇城棚槽二十七基擲棚槽
 六十一基是日有勅免除以省交替之煩

按きりに往古穀類を積むる所をくわい
 子有りりりりや飽海郡野法村も焼米の
 出り所あり又去火は焼れりりとして焼面親

書といふあり館証柄もあれ在何人の住り
 といふ事詳なるとん類ハ本の末大穂ともほ
 うもたかびた刑を稻の事ハ八分六毫とい
 一把は海ぬをいふあへー上古の一把ハ今
 の世乃一把もあへーとを以てそ因
 圍むを一把と云ーとを以て一束と
 是延喜式神祇七後穂の条より一
 把といふハそ始て人を以て定ーあへー
 人を以て圍むハ人を以て准むるの法なり
 毫ハ度の名之辨ハ胃の辨之鐵革木の三品

よて作さるる角ハ吹角と訓を顧況リ聽角
思帰の節に善後城既曉角哀と作さリ説
文子角長又人形如竹筒中細末大なりと
あり穢物ハ穢よて作さる^詳穢なり異類穢よ
既物ノ二字傍訓ともに劔名と訓を捨ハ末
よて作さるるよや文選子角檢といふと亦
あり角を以て作ると見へり穢捨ハ穢の
形よ作リ^籟尾捨ハ^{オシ}尾此とく^トに作リ
よ捨めへり官舎ハ官人の居宅之延壽式
出羽國正税の条下に既祀安舎料十方束と

言あり^ト云ふ^トあり^トの穀^ト也^ト具^ト亦^ト國^ト司^ト交
燦^トの^ト刻^トハ^ト交^ト五^ト渡^トあり^トなり^ト焼^ト盜
鬼^トれ^トよ^ト雨^トハ^ト免^ト除^トき^トれ^トと^ト見^トへ^トり

同六月二十八日甲辰出羽國言去元慶二
年百姓爲賊所殺者九十九人請除籍帳
民部省勘會籍帳三十人不載帳仍除六十
六人云々

民部省^トこの^トの^トつ^トり^トと^ト訓^トを^ト省^トハ^ト禁^トの^ト公^ト省
考^トま^トり^ト明^ト考^トに^トて^ト根^トち^トさ^トる^トを^トい^トふ
かり^ト穢^ト系^ト抄^ト曰^ト周^ト禮^ト地^ト官^ト大^ト司^ト禮^ト之^ト穢^ト也^ト詳^ト

國土地之圖戶口人民之數皆安之所知也
 本朝又如此天下之戶口人民之戶口皆安
 之又有圖帳國郡牒示載以明白謂之民部
 省圖帳籍帳ハ人民の数を記し置く
 同五年八月十四日庚寅先是出羽國司言
 去元慶元年穀稼多損調庸不備二年夷虐
 兵^及叛國內騷擾義從^造倭因及諸郡因夷并渡
 嶋狄等或疲於倣戒或慕化遠來開用不勤
 穀三千二百三十七斛五斗以充大饗不先
 言上責在牧宰至是勅免除^ス

穀稼ハ福の苗之調庸ハ貢をいふもや義從^造
 といふ事未考但公義は後かといふ公もや
 倭因の事又後略未の事ハ別巻に注を倣
 戒事倣いし倣いむると刑をふ勅穀といふ
 意の倣い倣へて常にくこりざるを云ふや
 大答の事お件よ注を
 同十一月十七日辛酉前出羽督師從八位
 上素忌寸能仁叙外從五位下元慶二年國
 遭賊乱能仁以私穀助軍糧也
 本朝文粹卷二曰縁邊諸國各置督師者

爲防寇賊之來犯也。臣伏見本朝戎器強弩爲神也。其爲用也短於遂擊長於守禦。古語相傳云此器則神功皇后奇巧妙思別所制作也。故大唐雖有弩名曾不知此器之勁利也。伏見陸奥出羽兩國動有蝦夷之亂。太宰管内九國常有新羅之警。自餘北陸山陰南海三道濱海之國亦皆可備隣寇者也。而今件弩師皆充年給許令斥賣唯論價直之高下不問才伎之長短。故所充任者未知軍器之有弩况曉機

相強之所用乎。假令天下太平四方無虞猶宣安不忘危日慎一日况万分之一若有隣寇挑死者空懷此器孰人施用乎。伏望令六衛府宿衛亦練習弩射之術誠其才伎隨其功充任件國弩師然則人才適名城戎易守云々。按古に弩ハ石弓なり。太平記評判小玉妻一尚郡小玉小鴉宮川本侯未のる姓姓古より弓法を習練し毎年正月十五日小國村のる姓と云合一正鶴を弑こす所の神事ととも上古弩師の居任とあり

一而して射藝を傳傳りて今も族さるるや
先年領主の百よて城下へ出—に射法をい
こ—りりらるとそ

同元慶八年八月二十八日条下出羽国百
姓課并不課一千九百三十九人下符民部
省除并大帳云々

お文を考りには事又穀さるるさる由へと見
へ下りお文他由の事さるる由へは聞か之

同仁和元年二月十五日諸国非業博士醫
師以四年為秩限但出羽大宰府管内諸国

五年為限云々

非業博士未考醫師はお尚從七位下唐名
司醫秩いつむと刑されを秩限ハ秩年乃
限といふ公もや答因ハくふのうちと刑を

一板安山

清川の赤赤鮎貝此色にあり言上川をせしれ
を南の方よて幸に人の形山よ阿〜んを月
大君の以ハ秘強さるる由へにけ山を及と
も去人是を板安山といふ言及大中時板
といふる由より鮎貝へ出る山城なり未未

集よこ人ふ知の歌

陸奥の山をき出羽乃板敷此

山よと一絶を我を悦一き

け歌の出羽も郡号よ一して出羽よ一あむむ
板敷山出羽郡よありて一上郡よ一
上ハ^郡陸奥あり板よ陸奥よをき出羽とい
よこ一ちりへ一按むるに陸奥を割てお羽
出へ属せよ一以あよよこらる歌よや老迂
かときもれ一人のけきよありて身の上と
歌てよこ一歌よや陸川今ハ田川郡の内よ

て小群あり一里よとん

一伊弉波神社

羽鳥大権現是なり別巻よ注せ

出羽凡書紀卷之一終
幸原

山形市
山形市
山形市

山形県立図書館



1-0324406-9

山形県立図書館